

## 新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務仕様書

本仕様書は、新潟市例規集データベースシステムの使用等に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、「例規の制定改廃業務における事務」及び「法令解釈に係る事務」の効率化を図るとともに、迅速かつ正確な例規改正及び例規更新、住民への迅速な情報提供を行うことを可能とする「新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務」について、必要な事項を定めるものとする。

### I. 業務の概要

1 名称 新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務

2 契約

(1) 契約締結日 令和8年5月29日(予定)

(2) 契約期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで(地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)。なお、令和9年度以降歳出予算の削減・減額等があった場合は、契約変更または解除をする可能性がある。

3 運用開始時期 本システムの運用開始は、令和8年8月1日とする。なお、契約締結日から令和8年8月1日の間は移行準備期間とし、令和8年7月17日までに検証可能な実環境を提供すること。

4 システム構築範囲

(1) 現行・廃止例規

令和8年4月1日内容現在で構築すること。(令和8年1月1日現在:現行例規1,368件、廃止例規190件)

(2) 原議

令和8年4月1日現在の原議を登載すること。(令和8年1月1日現在:3,410件)

(3) 過去例規

少なくとも平成13年1月以降の年4回の更新時点における例規を登載すること。

5 データ等の提供方法

(1) 令和8年1月1日現在の現行例規及び平成13年1月1日以降の過去例規(年4回の定例議会ごとの内容)については、HTMLデータを市が提供する。また、令和8年1月以降の改正原議についてはWordデータで提供する。

(2) 年間更新件数(制定例規、被改正例規、廃止例規の全て)約350件

なお、実際の年間更新件数が上記件数より増減した場合であっても、契約金額は増減しない。

### II. 基本仕様

1 クライアントPC

(1) OS:Windows 11 以上

(2) ブラウザ:Microsoft Edge (Chromium)、Google Chrome

2 システムの提供形態、性能等

(1) 次の表の左欄に掲げるシステム分類の区分ごとに右欄に掲げる提供形態であること。

システム分類	提供形態
例規検索・管理システム	委託業者にて管理するLGWAN上に設置されたサーバにて機能を提供するもの(以下「LGWAN-ASP」という。)
例規立案・審査システム	LGWAN-ASP

法令検索システム	L G W A N - A S P
判例検索システム	L G W A N - A S P
例規整備支援システム	L G W A N - A S P
ホームページ公開用例 規集データ	受注者にて管理するインターネット上に設置されたサーバにて 機能を提供するもの（以下「インターネットASP」という。）

- (2) 受注者の用意するサーバ方式とし、庁内でのサーバ管理は一切不要とする（ホームページ公開用例規を含む。）とともに、当市関係機関以外のアクセスを制限すること。
- (3) サーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとし、サーバ機ハード概要等については、システム導入前に別途受注者が示すものとする。
- (4) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設であること。
- (5) サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- (6) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (7) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

### Ⅲ. システム仕様

L G W A N - A S P 接続により全庁運用ができ、「例規検索・管理システム」、「例規立案・審査システム」、「法令検索システム」、「判例検索システム」、「例規整備支援システム」及び「サポート体制」が相互に密接に関連し、トータルとして提供できるシステムであること。各システムの仕様の詳細は以下のとおりとする。

#### 1 例規検索・管理システム（アクセス制限無し）

##### (1) 更新について

- ① 当市が提供する原稿データを基に、例規データを原則として年4回以上更新すること。
- ② 更新作業は、例規題名ごとに随時更新し、その改正状況を職員が確認することができること。
- ③ 更新期間は、原則として原稿データ受領後40日以内とすること。なお、原稿データが多量な際は、60日以内の更新を原則とし、かつ当市が指定する例規を優先して更新可能なこと。

##### (2) 検索について

- ① 用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号、引用法令（引用法令が「法第〇条」と略称法令名の場合を含む。）、所管部署等で検索が可能であること。
- ② 用語検索を行う場合には、複数の掛け合わせ検索ができること。
- ③ 例規・引用法令を常に同じ内容現在時点で連携させ、表示できること。
- ④ 例規単位に過去・未来の改正状態が閲覧でき、施行日を指定することにより当該時点での条文表示が可能であること。
- ⑤ 公布後施行前例規の検索が可能なこと。
- ⑥ 原議管理は、用語、題名、年月日、種別からの検索が可能なこと。
- ⑦ 例規沿革情報から、原議データを表示・ダウンロードできること。

- ⑧例規の全部又は一部をダウンロード又は印刷できること。
- ⑨例規本文を新旧対照表形式でダウンロードできること。
- ⑩未施行例規について、施行日単位で未施行の例規を閲覧でき、①で示す検索機能と同等の検索が可能なこと。また、未施行例規で引用する法令はその時点で有効な法令へのリンクを設定していること。
- ⑪条文表示において、他例規・法令等へのリンク設定により当該箇所をクリックすることで対象箇所を表示できること。
- ⑫全国例規集検索・類似例規比較機能
  - ・全国自治体の例規集を横断して検索することができ、かつ、条文単位で他自治体の同じ見出しの条文を比較することができること。この場合において、都道府県や自治体規模での絞り込みも可能なこと。
  - ・本市の任意の例規と比較して、類似度の高い例規を全国自治体の例規から検索・閲覧できること。
  - ・検索された本市の例規と類似度が高い任意の他自治体の例規を比較し、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。
  - ・本市の例規と任意に選択した例規で比較表を生成・出力できること。
  - ・全国自治体の任意に選択した例規をダウンロード又は印刷できること。

## 2 例規立案・審査システム（アクセス制限無し）

立案・審査機能を有するデータベースシステムとし、次に示す機能により、例規の立案（新規制定、全部改正、一部改正、廃止）・審査業務を支援するシステムであること。

### (1) 立案機能

法制執務事務の経験が少ない職員でも立案することが可能であることを想定しているため、次の①～④の機能を備え、簡易な操作で、条文審査・改め文・議案・新旧対照表・溶け込み後条文の自動生成まで一括で実行できるシステムとすること。

- ①現行条文に改正を加えるときに、改め文に表記される「加える・削る・改める」等専門的な指示をする必要がなく、直感的に入力等の操作が可能なこと。
- ②条・項・号等の追加入力を一括して登録でき、以下の条・項・号の繰り上げ・繰り下げも一括して処理する機能を有すること。
- ③立案システム内で、用語・所管部署から改正対象例規の検索が可能なこと。
- ④整理条例などによる複数例規の改正、2段ロケット方式による多段階の改正など、複雑な改正方法に対応可能であること
- ⑤クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文の編集が可能なこと。

### (2) 改め文・新旧対照表・改正後条文作成機能

- ①条文・別表・様式の編集、追加等の作業途中であっても、改め文・新旧対照表・改正後の溶け込み後条文を生成可能なこと。また、新旧対照表においては、新旧欄に自動で反映されること。
- ②改め文は、本市で決められた書体や外枠線等に合わせて修正・追加できること。

### (3) 審査機能

条文構造、用字用語、改正例規内の引用関係等を審査する機能を有しているシステムであり、立案の段階で確認できる次の機能を有すること。

- ①他の例規並びに法令との引用関係についても調査できる審査機能を有すること。
- ②溶け込み後の条文を表示できること。
- ③システム外で作成した新規制定例規データをシステムに取り込み、システム上で編集、法制職務の観点から点検することが可能なこと。また、取り込むデータについては、題名3字空け等体裁を整えることがなく条文構造を自動で設定可能なこと。
- ④法令、自例規、他例規の引用箇所に対しリンクを自動生成し、更新後の例規本文から引用先を閲覧できること。
- ⑤例規以外の文書をシステムに取り込むことにより、用字用語等の審査が可能であること。

### 3 法令検索システム（同時アクセス数 20 以上）

例規管理システム、判例検索システム及び法令解説情報システムとの連携が可能な機能を有する法令の検索システムとし、次に示す機能により、法令検索及び各システムとのリンクを実現するシステムであること。

#### (1) 更新等について

法令データの内容更新は、原則官報掲載後 1 週間以内の更新を実施していること。

#### (2) 検索・閲覧・リンク等について

- ①法律・政令・省令・告示など法令等の種別の区分に応じ、それぞれ活用するに十分な法令（様式の登載を含む。）等の検索・閲覧ができること。
- ②全ての法令について、改廃を履歴として施行日単位で管理し、改正前の条文についても過去の時点を指定することにより条文内容が表示され、閲覧・検索、ダウンロードが可能であること。また、施行日単位の履歴が抜け漏れなく登載されていること。
- ③例規と条項単位でのリンクが可能であること。
- ④全ての条本文本文から、関連する法令並びに委任、参照及び罰則規定を表示できること。
- ⑤法令本文から関連する通知、判例を表示できること
- ⑥指定する施行日ごとにその時点の条文内容が表示され、閲覧・検索、ダウンロードが可能であること。
- ⑦法令ごとに、法令改正による新旧対照表と改め文が閲覧できること。

### 4 判例検索システム（同時アクセス数 5 以上）

法令検索システム及び法令解説情報システムとの連携可能な機能を有する検索システムとし、次に示す機能により、判例検索を実現するシステムであること。

- ①判例データは、日々更新していること。
- ②全ての法編に関する判例を、用語、裁判年月日、裁判所等で検索、閲覧できること。
- ③判例要旨は 1 要旨に限らず登載し、争点・論点から整理して体系目次に分類していること。
- ④第一審、控訴審、上告審の各判例が容易に確認及び表示できること。
- ⑤各判例に関連する判例評釈、参照法令、引用判例や検索した判例に関連する連想判例を同一画面内から表示できること。

### 5 例規整備支援システム

法令制定改廃情報と新潟市例規との引用関係、例規中の引用箇所の提示及びリンク、新旧対照表等の必要な情報の提供をするサービス。

#### (1) 当市例規に影響のある法令改廃情報について

- ①官報登載後1週間以内に当市例規における影響を調査し、法令改廃情報を提供すること。
  - ②法令の改廃情報の概要、解説及び新旧対照表が確認できること。
  - ③当市例規が引用する法令等の改廃情報を、週1回以上指定するメールアドレスに配信すること。
- (2) 例規整備情報サービスの提供について
- 例規の制定改廃条文案の提供と先進的な法務事例又は自主立法事例を解説し、提供するサービスとする。
- ①法律の制定改廃に関し、その要旨や地方公共団体への影響を確認する解説シートが随時提供可能なこと。
  - ②法令の改廃に伴い必要となる例規の改正案の提供が随時提供可能なこと。
  - ③準則（改正例）、モデル例規や先進自治体例規の検索・閲覧が可能なこと。

## 6 サポート体制

- (1) システムの保守等について
- ①システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。
  - ②例規管理システム等の基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。
- (2) 操作支援サポートについて
- ①操作説明の専用窓口があり、操作等の質問又は利用上の疑義に対して対応できること。なお、問い合わせ回数に制限を設けないこと。
  - ②システム導入時及び人事異動時等、必要に応じて職員を対象にした操作説明会を実施すること。
  - ③操作説明会においては、法制執務の要素を盛り込んだ内容も実施可能なこと。
  - ④システムに関する操作説明書を納品すること。

## 7 その他の仕様

- (1) 外部公開用例規データについて
- ①年4回以上、当市ホームページ掲載用の例規データを作成・更新すること。
  - ②フリーワード検索、目次検索、五十音検索等の検索が可能であること。
  - ③例規内リンク（別表・様式）及び例規間リンク（条・項）の機能があること。
  - ④様式のダウンロードが可能なこと。
  - ⑤未施行例規を公開可能なこと。
- (2) 保管用例規検索システム（CD-ROM版）
- 災害発生時等の備えとして例規検索システムのCD-ROM版を作成し、例規データ更新の都度納品すること。なお、例規管理システムと同等の検索機能（用語検索等）を有し全文検索が可能であること。
- (3) 著作権について
- 例規データ、システムからの出力データ、及び例規集の著作権は、当市に帰属するものとする。

## 8 追加提案

本仕様書以外の事柄で、本市の例規管理、例規立案等の業務効率化及び職員の法務能力向上に資するために有用と思われる機能等がある場合は、別途追加提案として受け付け評価の対象とす

る。

#### IV 見積金額の算出方法について

I. 業務委託の概要で示した例規件数、年間更新件数等を基礎数値として、初期構築費用及び導入年度を含む5年間の必要経費を算出すること。(消費税及び地方消費税を含まない。)